
○国土交通省告示第千五十六号

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第五条第一項の規定に基づき、建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第十三条に規定する閲覧所の場所を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年九月三十日

国土交通大臣 赤羽一嘉

建設業法施行令第五条第一項の規定に基づき、建設業法第十三條に規定する閲覧所の場所を定める件（平成十二年建設省告示第二千三百四十六号）の一部を次のようにより改正する。
二及び九中「計画・建設産業課」を「建設産業課」に改める。

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千五十七号
建設業法施行令（昭和三十一年政令二百七十三号）第二十八条第
和二十四年法律百号）第二十六条の四第一項に規定する技術上の等
術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有
設工事の種類に応じ国土大臣が定める要件を次のように定める。
令和二年九月三十日

建設業法施行令第二十八条第一号の建設業法第二十六条の四第
び指導監督であつて監理技術者がその職務として行うべきもの
有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交
建設業法施行令（昭和三十一年政令二百七十三号）第二十八条第
一項に規定する技術上の管理及び指導監督であつて監理技術者がそ
基盤的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の等
要件は、次のとおりとする。

一 次の表の上欄に掲げる建設工事の種類に応じ、それぞれ同表
ること

第一項に規定する技術上の管理及
のに係る基礎的な知識及び能力を
通大臣が定める要件を定める告示
一號の建設業法第二十六条の四第
の職務として行うべきものに係る
種類に応じ国土交通大臣が定める
の下欄に掲げる要件を満たしてい

		電気工事
		一級の第一次検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格していること
管工事		一級の第一次検定のうち検定種目を管工事施工管理とするものに合格していること
しゅんせつ工事		一級の第一次検定のうち検定種目を土木工事施工管理とするものに合格していること
水道施設工事		一級の第一次検定のうち検定種目を水道施設工事施工管理とするものに合格していること
電気通信工事		一級の第一次検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格していること
造園工事		一級の第一次検定のうち検定種目を造園施工管理とするものに合格していること
二 建設業法第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者	附則	この告示は、令和二年十月一日から施行する。ただし、第一号の規定は、令和三年四月一日から施行する。

- 2 1
（施行時期）
この告示は、令和二年十月一日から施行する。
（建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件の廃止）
（建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和四十七年建設省告示第三百五十一号）は、廃止する。）

(建設業法施行令第二十七条の五第二項第一号口(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件の一部改正)
第十五条 建設業法施行令第二十七条の五第二項第一号口(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件(平成二十七年国土交通省告示第千百九十六号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十七条の五第二項第一号口(5)」を「第三十六条第二項第一号口(5)」に改める。

本則中「第二十七条の五」を「第三十六条」に改める。

(建設業法施行令第二十七条の五第二項第二号口(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件の一部改正)

第十六条 建設業法施行令第二十七条の五第二項第二号口(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件(平成二十七年国土交通省告示第千百九十七号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十七条の五第二項第二号口(3)」を「第三十六条第二項第二号口(3)」に改める。

題名中「第二十七条の五」を「第三十六条」に改める。

本則中「第二十七条の五」を「第三十六条」に改める。

(建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件の一部改正)

第十七条 建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けたことができる期間を定める件(平成二十七年国土交通省告示第千百九十九号)の一部を次のように改正する。

制定文中「建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の七」を「建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十八条」に改める。

題名中「第二十七条の七」を「第三十八条」に改める。

本則中「第二十七条の七」を「第三十八条」に改める。

附 則

この告示は令和二年十月一日から施行する。

○国土交通省告示第千六十号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三第三項第二号二の規定に基づき、同号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者を次のように定める。

令和二年九月三十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号二の規定に基づき、同号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者を次のとおり定める。

建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号二の規定に基づき、同号イからハまでに掲げる者と同

- 一 令和五年三月三十一日までの間に限り、平成二十九年三月三十一日以前に登録経理試験（建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号口に規定する登録経理試験をいう。以下第二号から第四号までにおいて同じ。）の一級試験に合格した者
- 二 令和五年三月三十一日までの間に限り、平成二十九年三月三十一日以前に登録経理試験の二級試験に合格した者
- 三 登録経理試験の一級試験に合格した者を対象に、当該者の知識の向上を目的として一般財團法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの
- 四 登録経理試験の二級試験に合格した者を対象に、当該者の知識の向上を目的として一般社団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの
- 五 公認会計士又は税理士であつて、これらとなる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの

附 則

この告示は、令和二年十月一日から施行する。

○国土交通省告示第千六十一号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三第三項第一号イの規定に基づき、建設業の経理に必要な知識を習得させるものとして国土交通大臣が指定する研修等を次のように定める。

令和二年九月三十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号イの建設業の経理に必要な知識を習得させるものとして国土交通大臣が指定する研修等を定める告示

- 一 建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号イの規定に基づき、建設業の経理に必要な知識を習得させるものとして国土交通大臣が指定する研修を次のように指定する。
 - イ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二十八条の規定による研修
 - ロ 税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るものとして所属税理士会が認定する研修
- 二 建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号イの規定により、建設業の経理に必要な知識を習得させるものとして国土交通大臣が指定する研修を受けたものを次のように定める。
 - イ 公認会計士であつて、第一号イに規定する研修を経営事項審査を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講したもの
 - ロ 税理士であつて、第一号ロに規定する研修を経営事項審査を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講したもの

この告示は、令和二年十月一日から施行する。

附 則